平成２２年（フ）第５３４号
広島市安佐南区中須１丁目56番18号
債務者　岡田　　薫
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５３７号
広島市安芸区矢野東７丁目18番５号
債務者　上田さゆり
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５５９号
広島市南区堀越１丁目５番10号
債務者　星山芳美こと　李　　芳美
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５９４号
広島市佐伯区屋代１丁目７番19号
債務者　中茂　正勝
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６０５号
広島市南区皆実町６丁目３番４号
債務者　藤原　信一
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０５号
愛媛県松山市福音寺町292番地１
債務者　大西　　純
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第７４３号
福岡市早良区原５丁目10番17―202号
債務者　瀬尾　育子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７５０号
福岡県筑紫野市上古賀１丁目13番３―406号
債務者　宮地　麻代
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７７２号
福岡県糟屋郡宇美町明神坂３丁目６番30号
債務者　上　　幸信
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７７３号
福岡県糟屋郡宇美町明神坂３丁目６番30号
債務者　上　　直美
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７９８号
福岡市西区生の松原２丁目４番８―201号
債務者　吉田　美紀（旧姓宇野）
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８３６号
福岡県太宰府市長浦台３丁目11番14号
債務者　熊手　哲治
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８３７号
福岡県太宰府市長浦台３丁目11番14号
債務者　熊手カツ子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８５４号
福岡県宗像市江口1236番地15
債務者　藤田　孟司
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８８１号
福岡市城南区東油山２丁目15番６号
債務者　仲野　里香（旧姓古江）
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９１３号
福岡県朝倉郡筑前町東小田3427番地１エンゼルハイム201号
債務者　木下美奈子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７４号
北海道古平郡古平町大字浜町455番地、前住所北海道古平郡古平町大字丸山町101番地
債務者　小林彩友美
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第８８号
北海道小樽市新光１丁目25番５号
債務者　齋藤　宏子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
札幌地方裁判所小樽支部